

第3次 人吉市

地域福祉計画
地域福祉活動計画

お互いさまの心で
支え合うまち
人吉

令和2年3月

人吉市・人吉市社会福祉協議会

「お互いさまの心で 支え合うまち 人吉」をめざして

本市では、平成 26 年度策定の「第 2 次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」により、地域の皆様が住み慣れた地域で、いつまでも笑顔で元気に、そして安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、本市におきましても少子高齢化の一層の進行や、景気・雇用の低迷、家族や地域におけるつながりの希薄化など、社会情勢は大きく変化し、さらには、子どもや高齢者への虐待、ひきこもり、生活困窮者の増加、災害時の要支援者の避難支援など、地域の福祉課題は複雑・多様化しています。

こうした課題に対応するためには、行政の取組や、個人・家族の取組だけではなく、地域において支え合い、助け合う地域福祉の機能を一層高めていく必要があります。

そこで、第 2 次計画の期間が令和元年度をもって満了するため、「第 3 次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。「お互いさまの心で 支え合うまち 人吉」という新しい基本理念のもと、3つの基本目標を設定し、生活上の様々な悩みや困りごとを“他人事”ではなく“我が事”としてとらえ、地域のなかでお互いに支え合いながら、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

なお、今回も、住民生活と密接に関連する福祉課題に的確に対応するため、人吉市社会福祉協議会が所管する「地域福祉活動計画」と併せて策定し、一体的な推進を図ってまいります。

最後になりますが、本計画策定にあたり、御尽力いただきました「人吉市地域福祉計画推進委員会」、「人吉市地域福祉活動計画検討委員会」の皆様をはじめ、校区別地域座談会、地域福祉に関するアンケート調査などで貴重な御意見・御提言をいただきました関係機関や市民の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

人吉市長

人吉市社会福祉協議会会長

松岡 隼人



目 次

第1章 計画策定にあたって

1 はじめに	
(1)「地域福祉」とは	2
(2) 地域福祉の対象者と担い手	3
(3) 人吉市における地域圏域の捉え方	3
2 計画の概要	
(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	4
(2) 計画策定の背景と趣旨	6
(3) 計画の位置付け	9
(4) 保健福祉分野に関連する個別計画の概要	10
(5) その他の関連する計画の概要	11
(6) 計画の期間	12
(7) 計画の策定体制	13
3 統計から見える人吉市の現状	14
4 第2次計画の振り返り	24
5 地域福祉を取り巻く状況	26

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	52
2 基本目標と取り組み	53
3 取り組み体系	56
4 地域福祉を推進するための役割	56
5 計画の進行管理と評価体制	57

第3章 取り組み

基本目標1 地域福祉の基盤づくり	
① 支え合いの機運づくり	60
② 人材育成と活動支援	62
③ 地域交流の促進	64

目 次

基本目標2 孤立させないまちづくり	
④ 福祉に関する情報発信.....	66
⑤ 総合的な相談支援体制の充実.....	68
⑥ 地域の支え合い・助け合い体制の充実.....	70
⑦ 自立・社会参加支援の推進.....	72
基本目標3 安全・安心なまちづくり	
⑧ 権利を守る制度の推進と虐待防止	74
⑨ 災害時対策の充実	76
第4章 地域福祉活動計画	
1 地域福祉活動計画とは.....	80
2 計画の期間.....	80
3 計画策定について	81
4 取り組み方針	81
5 取り組み内容と事業・活動.....	83
6 計画推進のための社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化.....	89
7 計画の進行管理と評価体制	90
第5章 校区社会福祉協議会活動計画	
1 校区社会福祉協議会とは.....	92
2 校区別活動計画	93
資料編	
■第3次人吉市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経緯	106
■人吉市地域福祉計画推進委員会設置条例	107
■人吉市地域福祉計画推進委員会 委員名簿.....	108
■人吉市地域福祉活動計画検討委員会 委員名簿.....	109
■地域福祉に関するアンケート調査（市民）自由記述欄.....	110
■地域福祉に関するアンケート調査（専門職）自由記述欄.....	116

《「障がい」の「がい」の表記について》

「障がい／害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」と、ひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、漢字の「害」を使っています。このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。